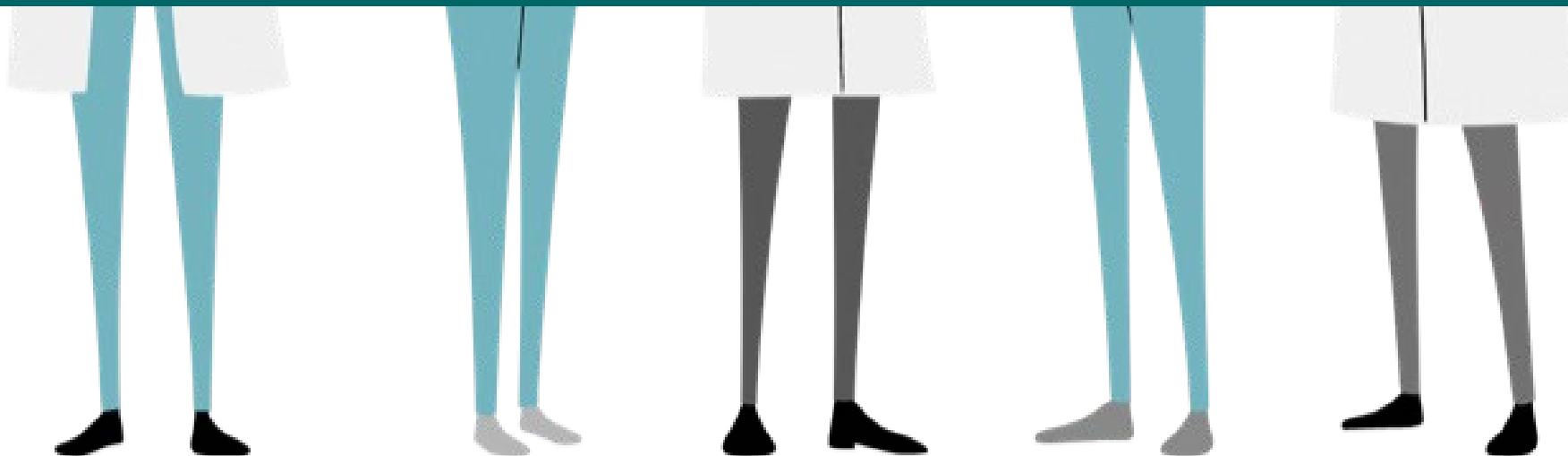




医師の働き方改革の制度と C-2水準



2024年4月、新しい医師の働き方の ルールが始まりました！

地域医療を守るための
医師の労働時間の
特別ルール



長時間勤務の中でも
勤務医の健康を守る
ためのルール



診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C - 1 水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C - 2 水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

全ての勤務医に対して、
原則的に適用される



A水準

時間外・休日労働時間の上限：
年間 **960** 時間



年間960時間は上限であり、その労働時間を
義務化するものではありません。

地域医療の確保のため、
本務以外の副業・兼業として
.....
派遣される際に適用される

連携B水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。



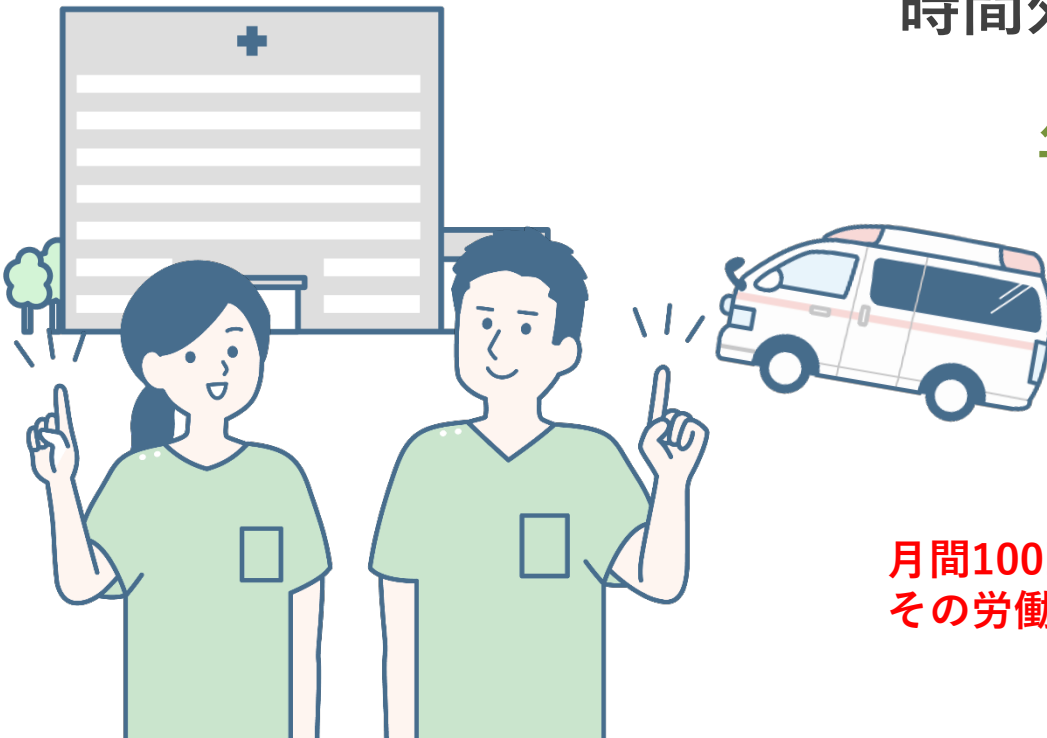
救急医療や
高度な癌治療など

地域医療の確保のため、
自院内で長時間労働が必要な場合
に適用される

B水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。

臨床研修医/専攻医の研修のため

に長時間労働が必要な場合に

適用される

C-1 水準

医療機関ごとに
各プログラムにおいて
想定される上限時間数が
明示されます。

明示された時間数と
適用される水準を確認し、
自分に合った研修病院を
選択しましょう。

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。

．．．．．
専攻医を卒業した医師の
技能研修のために

長時間労働が必要な場合に適用される

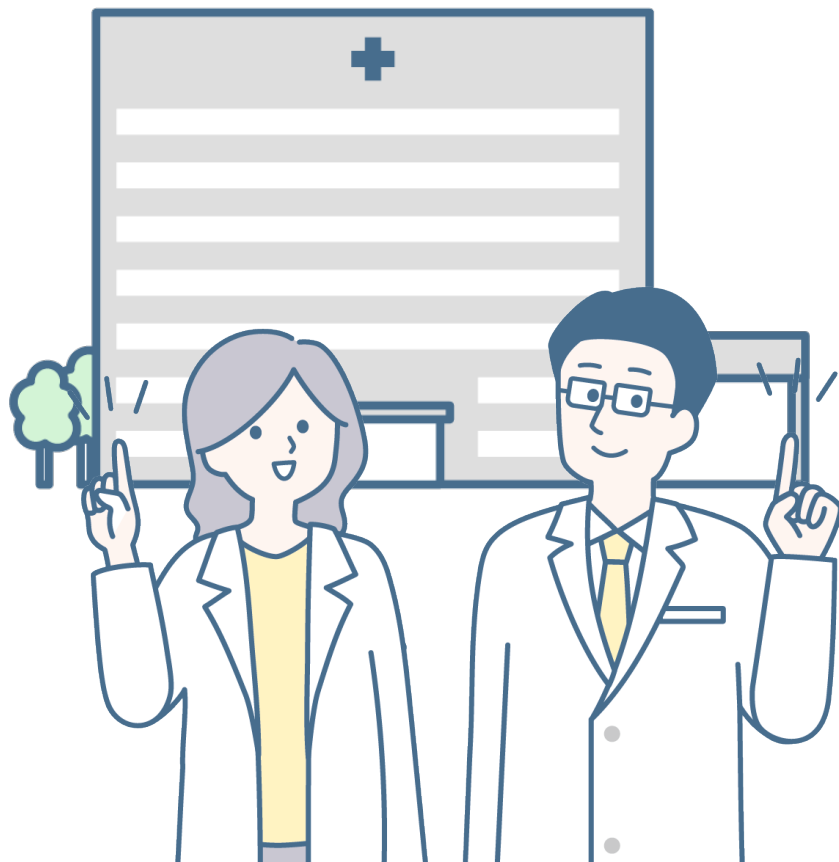
C-2 水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。



2024年4月、新しい医師の働き方の ルールが始まりました！

地域医療を守るための
医師の労働時間の
特別ルール



長時間勤務の中でも
勤務医の健康を守る
ためのルール



勤務医の健康を守るための新ルール



医師への**面接指導**のルールが新しく設けられます。



長時間勤務時にも**適切な休息**を確保するためのルールが設けられます。



時間外・休日労働が月100時間以上となることが
見込まれる医師には、面接指導が実施されます。



※ 必要と認められる場合は、就業上の措置が講じられます。

十分な休息時間（睡眠時間）を確保するため、
医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。



継続した休息時間を確保し、
仕事から離れることが、
心と体の健康のためには重要です。

※ 休息時間を細切れにとることは認められません。

Question !

C-2水準の適用を希望する医師は、どのような手続きが必要ですか？

Answer

- ・ C-2水準の適用を希望する医師は、「C-2水準対象技能となり得る技能の考え方」に合致する技能修得のためにやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働を必要とするものとして、本人の発意に基づき作成した技能研修計画が適格な内容であることについて、厚生労働大臣の確認（審査組織による審査）を受け、内容が承認されている必要があります。



C-2水準の技能研修計画に記載する技能 (C-2水準対象技能となり得る技能の考え方)

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域（19領域）において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

&

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために必要とされる、
医学研究や医療技術の進歩により新たに登場した、
保険未記載の治療・手術技術（先進医療を含む）

or

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が
独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、
基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技能

&

3

「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

ア

診療の時間帯を
選択できない現場でなければ
修得できない

イ

同一の患者を同一の医師が
継続して対応しなければ
修得できない

ウ

その技能に関する
手術・処置等が長時間に及ぶ

Question !

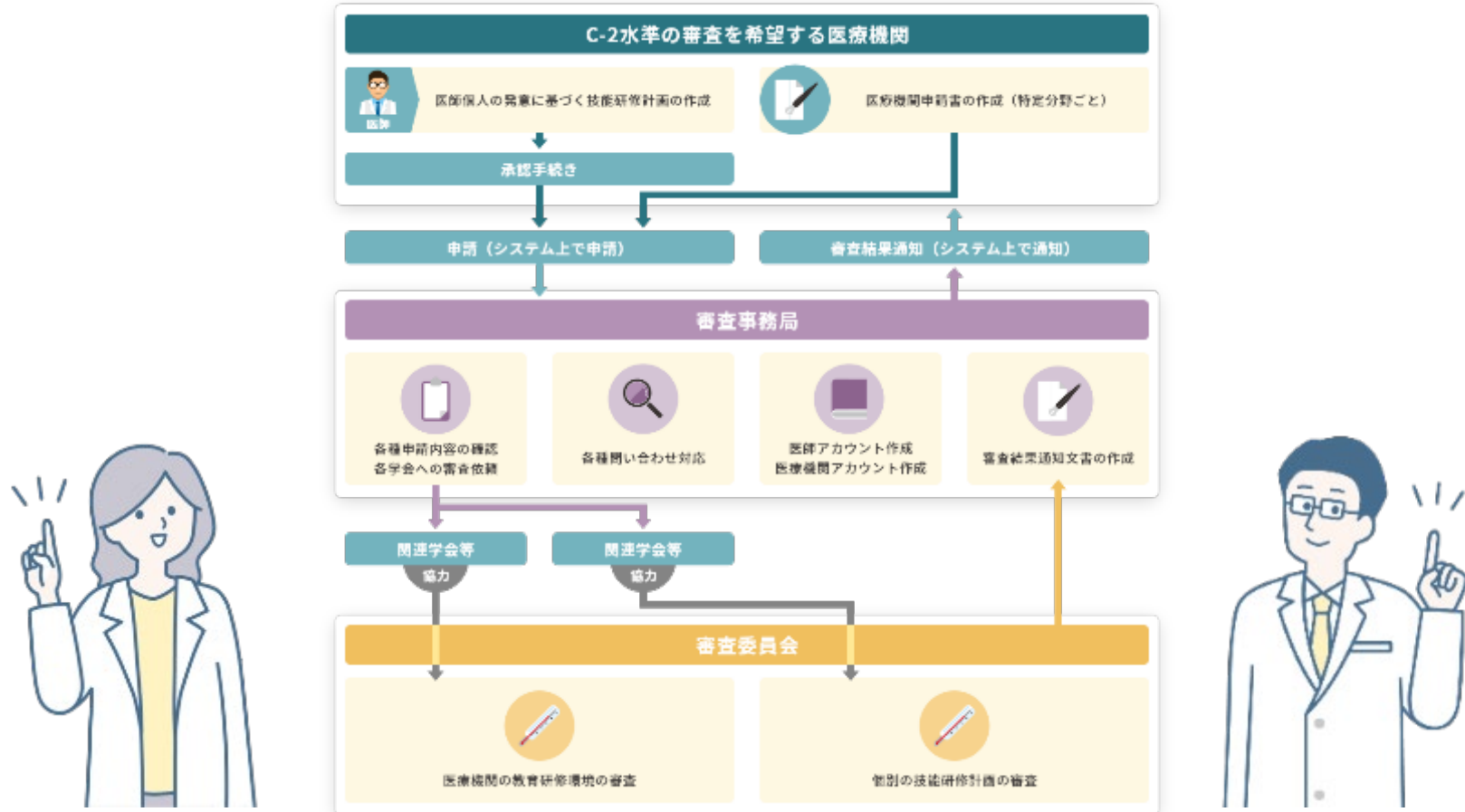
C-2水準の技能研修計画は、だれが審査するのですか？

Answer

- ・ C-2水準に関する審査は、相当の専門性が必要になると想定されることから、日本専門医機構の定める基本19領域の関連学術団体の協力を得て、学術団体所属の医師による審査が行われます。



C-2水準に関する審査の流れ



医師の作成した技能研修計画は、その計画に記載されている分野の関連学術団体を含む複数の学術団体の所属医師により事前の書面審査が行われます。その後、事前審査に基づき、学術団体の代表者が参加する審査委員会にて、審査結果がとりまとめられます。

C-2水準に係る技能研修計画の申請書

技能研修計画の申請書

申請日	年 月 日	申請番号	
-----	-------	------	--

(ア) 申請者に関する情報

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	年 月 日

申請者の連絡先

電話番号		医籍番号	
e-mail		医籍登録年度	年度

技能の修得・維持を予定している医療機関

都道府県		医療機関名	
所属診療科 (自由記載)			

保有専門医資格 (複数選択可)

基本19領域		
<input type="checkbox"/> 01. 内科専門医 <small>(認定内科医) (総合内科専門医)</small>	<input type="checkbox"/> 08. 眼科専門医	<input type="checkbox"/> 15. 臨床検査専門医
<input type="checkbox"/> 02. 小児科専門医	<input type="checkbox"/> 09. 耳鼻咽喉科専門医	<input type="checkbox"/> 16. 救急科専門医
<input type="checkbox"/> 03. 皮膚科専門医	<input type="checkbox"/> 10. 泌尿器科専門医	<input type="checkbox"/> 17. 形成外科領域専門医
<input type="checkbox"/> 04. 精神科専門医	<input type="checkbox"/> 11. 脳神経外科専門医	<input type="checkbox"/> 18. リハビリテーション科専門医
<input type="checkbox"/> 05. 外科専門医	<input type="checkbox"/> 12. 放射線科専門医	<input type="checkbox"/> 19. 総合診療専門医
<input type="checkbox"/> 06. 整形外科専門医	<input type="checkbox"/> 13. 麻酔科専門医	
<input type="checkbox"/> 07. 産婦人科専門医	<input type="checkbox"/> 14. 病理専門医	
その他専門医		
<input type="checkbox"/> 消化器病専門医	<input type="checkbox"/> アレルギー専門医	<input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医
<input type="checkbox"/> 循環器専門医	<input type="checkbox"/> 感染症専門医	<input type="checkbox"/> 心臓血管外科専門医
<input type="checkbox"/> 呼吸器専門医	<input type="checkbox"/> 老年病専門医	<input type="checkbox"/> 小児外科専門医
<input type="checkbox"/> 血液専門医	<input type="checkbox"/> 神経内科専門医	<input type="checkbox"/> 乳腺専門医
<input type="checkbox"/> 内分泌代謝科専門医	<input type="checkbox"/> リウマチ専門医	<input type="checkbox"/> 内分泌外科専門医
<input type="checkbox"/> 糖尿病専門医	<input type="checkbox"/> 消化器内視鏡専門医	<input type="checkbox"/> 放射線診断専門医
<input type="checkbox"/> 腎臓専門医	<input type="checkbox"/> がん薬物療法専門医	<input type="checkbox"/> 放射線治療専門医
<input type="checkbox"/> 肝臓専門医	<input type="checkbox"/> 消化器外科専門医	
<input type="checkbox"/> その他 ①		
<input type="checkbox"/> その他 ②		
<input type="checkbox"/> その他 ③		

いずれの専門医資格も保有していない場合、特記すべき事情があれば、下記に記載をしてください。

--

(イ) 技能研修計画

(1) 研修計画期間 (一度に申請できるのは最長3年)

開始	年 月 日
終了	年 月 日

研修期間： 年 ヶ月

(2) 技能の内容

領域 (基本19領域)	
技能名	
C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方	<input type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術 <input type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術
技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない <input type="checkbox"/> 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない <input type="checkbox"/> その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

(3) 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数

申請するC-2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能/技術等	技能修得のために主体的に診療に携わる研修予定症例数 (計画年度別)			所属医療機関の年間見込み症例数
	1年目	2年目	3年目	
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件

(4) その他、技能修得のために必要な業務

--

(ウ) 申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について

指定済 指定申請中 同時申請

(エ) 意思確認

当該技能研修計画は、自らの発意に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は申請技能の向上のために、やむを得ず960時間以上の時間外・休日労働を必要とする。

医療機関内の承認手続きを完了

C-2水準に係る技能研修計画の申請書（記入イメージ）

(イ) 技能研修計画

(1) 研修計画期間（一度に申請できるのは最長3年）

開始	2024年 04月 01日
終了	2027年 03月 31日

研修期間：3年 0ヶ月

(2) 技能の内容

領域（基本19領域）	外科
技能名	心臓血管外科領域に関する手術及び周術期管理
C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方	○ 医療技術の進歩により新たに登場した、保険未取載の治療・手術技術 ● 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術
技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠（複数選択可）	■ 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない ■ 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない ■ その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

(3) 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数

申請するC-2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能/技術等	技能修得のために主体的に診療に携わる研修予定症例数（計画年度別）			所属医療機関の年間見込み症例数
	1年目	2年目	3年目	
心室中隔欠損閉鎖術（術者）	3件	5件	7件	15件
心室中隔欠損閉鎖術（助手）	10件	7件	5件	20件
心房中隔欠損閉鎖術（術者）	2件	5件	7件	10件
心房中隔欠損閉鎖術（助手）	5件	3件	2件	10件
肺動脈絞扼術（術者）	1件	3件	5件	20件
肺動脈絞扼術（助手）	7件	5件	3件	20件
体肺動脈短絡術（術者）	1件	2件	3件	15件
体肺動脈短絡術（助手）	10件	7件	5件	20件
ファロー四徴症根治術（助手）	7件	7件	7件	15件
両大血管右室起始閉鎖術（助手）	7件	7件	7件	15件
完全大血管転位症（助手）	5件	5件	5件	10件
総肺静脈逆流異常症（助手）	5件	5件	5件	10件
Noewood手術（助手）	5件	5件	5件	10件
グレン手術（助手）	10件	10件	10件	30件
フォンタン手術（助手）	10件	10件	10件	20件
房室弁形成術（助手）	10件	10件	10件	30件
房室中隔欠損根治術（助手）	10件	10件	10件	20件

(4) その他、技能修得のために必要な業務

術後の集中治療室での管理、一般病棟管理、外来管理

(ウ) 申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について

指定済 指定申請中 同時申請

(エ) 意思確認

■ 当該技能研修計画は、自らの発意に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は申請技能の向上のために、やむを得ず960時間以上の時間外・休日労働を必要とする。

■ 医療機関内の承認手続きを完了



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>



C-2水準に関する 各種申請方法について

C-2水準に関する医療機関及び医師個人が作成する技能研修計画の申請手続きの詳細についてはこちらをご確認ください。

くわしく見る



こちらから複数の記入例を確認できます

C-2 水準に係る医療機関申請書（イメージ）

C-2 水準対象医療機関申請書

申請日		申請番号	
-----	--	------	--

(ア) C-2 水準対象の指定を受けようとする医療機関に関する情報

医療機関の開設者の住所	
医療機関の開設者氏名	
医療機関の管理者氏名	
医療機関名	
医療機関の住所	

(イ) 新たにC-2水準対象の指定を受けようとする分野

対象分野（基本19領域）	
--------------	--

(ウ) C-2 水準対象医療機関の指定要件

対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由を記載してください

(1) 学会等の施設認定	
(2) 指導体制	
(3) 設備	
(4) その他の教育研修環境	<input type="checkbox"/> 学術活動に適した研究倫理審査委員会を整備している <input type="checkbox"/> 学術活動に適した医学図書館を整備している <input type="checkbox"/> PubMed等の医学情報に関する検索システムを自由に利用できる環境を提供している

(エ) 以下の表に、本書類で申請する対象分野と同時に申請するC-2水準の技能名を記載してください (技能研修計画と同時申請である場合のみ)

No	C-2 水準の技能名
1	
2	
3	

事務連絡等に係る担当者

担当部局	
電話番号	
e-mail	
氏名（フリガナ）	

(ウ)の記載内容を証明する資料を下記に添付してください。

(1)
指定を受けようとする分野に対する
学会等から発行された施設認定証等の資料

(2)
指導体制を証明する資料
(1)で記載した学会等の施設認定証で証明することが出来れば省略可

(3)
設備を証明する資料
(1)で記載した学会等の施設認定証で証明することが出来れば省略可

(4)
教育研修環境を証明する資料（年報や施設案内等）

C-2水準に係る医療機関申請書（記入イメージ）

C-2水準対象医療機関申請書（初回申請）

申請日		申請番号	
-----	--	------	--

(ア) C-2水準対象の指定を受けようとする医療機関に関する情報

医療機関の開設者の住所	
医療機関の開設者氏名	
医療機関の管理者氏名	
医療機関名	
医療機関の住所	

(イ) 新たにC-2水準対象の指定を受けようとする分野

対象分野（基本19領域）	産婦人科
--------------	------

(ウ) C-2水準対象医療機関の指定要件

対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由を記載してください

(1) 学会等の施設認定	<p>【基幹】 ■ 大学産婦人科専門研修プログラム/日本産科婦人科学会専門医制度専攻医指導連携施設、日本産科婦人科内視鏡学会認定研修施設、日本周産期・新生児医学会周産期（母体・胎児）専門医暫定認定施設、日本生殖医学会生殖医療専門医制度研修連携施設、日本女性医学学会専門医制度認定研修施設</p>
(2) 指導体制	上記施設認定基準に基づく指導体制
(3) 設備	手術室全12室(産婦人科専用等指定なし)、病棟分娩室(LDR)5床、NICU11床、GCU6床
(4) その他の教育研修環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学術活動に適した研究倫理審査委員会を整備している ■ 学術活動に適した医学図書館を整備している ■ PubMed等の医学情報に関する検索システムを自由に利用できる環境を提供している

(エ) 以下の表に、本書類で申請する対象分野と同時に申請するC-2水準の技能名を記載してください (技能研修計画と同時申請である場合のみ)

No	C-2水準の技能名
1	異常妊娠に関するその周産期管理
2	異常妊娠に関するその周産期管理
3	異常妊娠に関するその周産期管理

事務連絡等に係る担当者

担当部局	
電話番号	
e-mail	
氏名（フリガナ）	



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>



C-2水準に関する 各種申請方法について

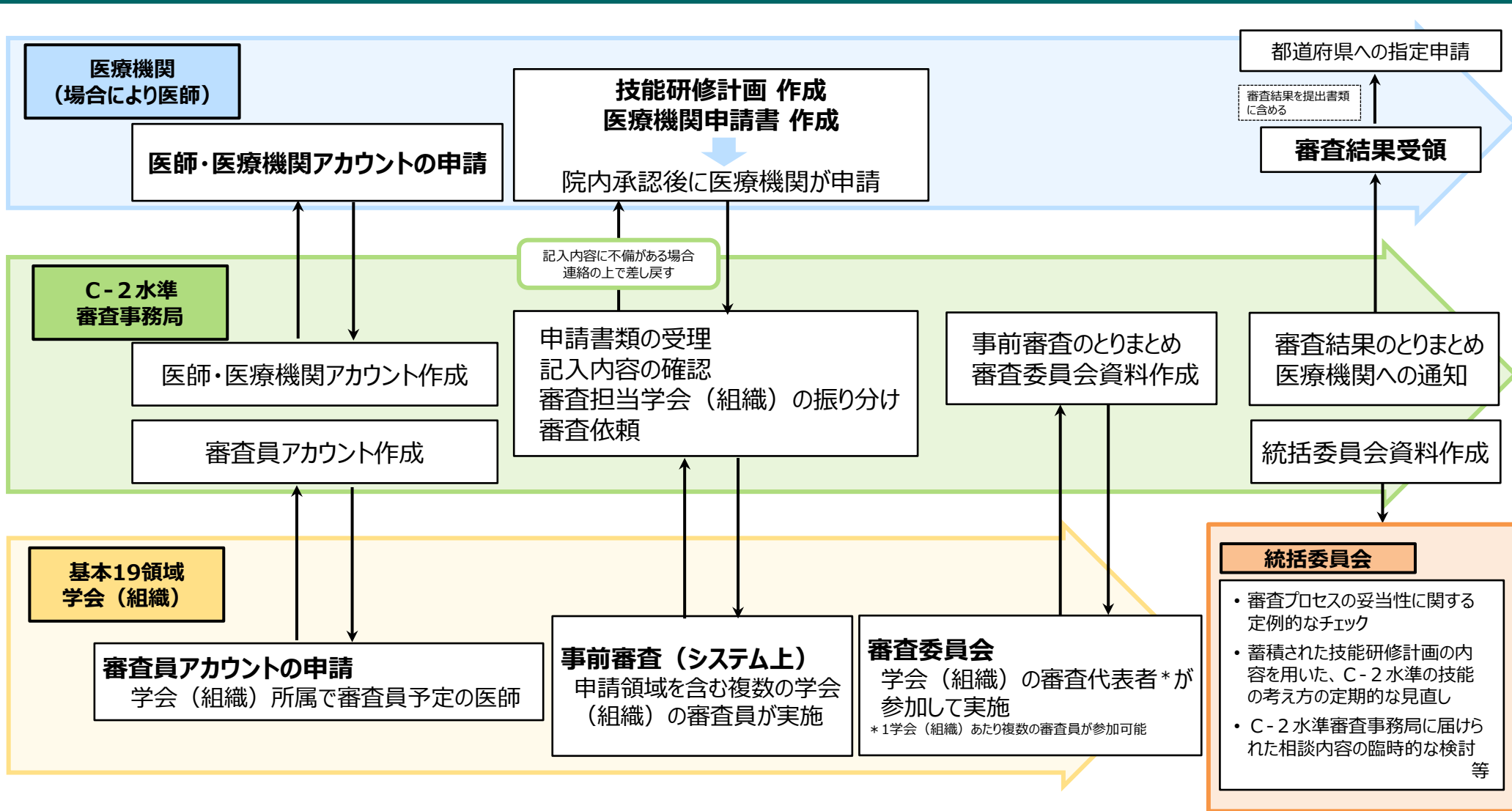
C-2水準に関する医療機関及び医師個人が作成する技能研修計画の申請手続きの詳細についてはこちらをご確認ください。

くわしく見る



こちらから複数の記入例を確認できます

C-2水準審査の流れ



- 審査は学会（組織）所属の医師（審査員）が、学会（組織）を代表して行う。
- 審査結果に対する医療機関及び医師の不服申し立て先は、厚生労働省となる。
- 審査の適正性・透明性の観点から、審査員自身が所属する医療機関からの申請には、当該審査員は原則、審査を行わない。

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

具体的には

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

かつ

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために
必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により
新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術
(先進医療を含む)

または

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、
個々の医師が独立して実施可能なレベルまで
修得・維持しておく必要があるが、基本領域の
専門医取得段階ではそのレベルまで到達する
ことが困難な技能

かつ

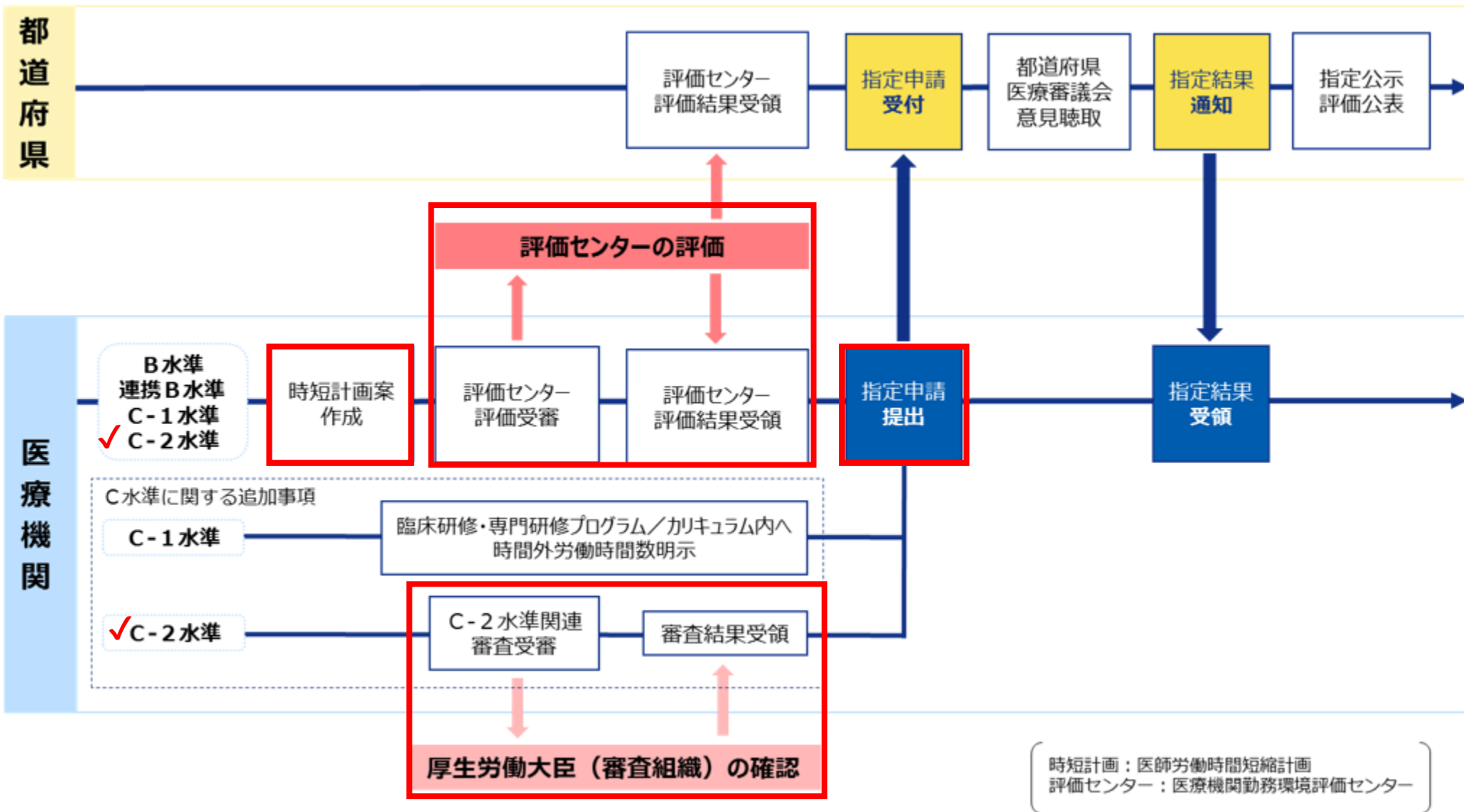
3

「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



C-2 水準における技能研修計画に関する審査判定について

審査項目		審査の視点	審査基準（例）
修得予定の技能の内容	領域（基本19領域）	修得予定の技能と、分野が整合しているか	<ul style="list-style-type: none"> 申請技能が、選択された分野（基本19領域）を基礎として修得されるものであるか
	C-2 水準の対象技能となり得る技能の考え方	修得予定の技能と、技能研修計画の申請書で選択された「C-2 水準の対象技能となり得る技能の考え方」が整合しているか ※右の①か②に該当することの確認	<p>① 我が国の医療水準を維持発展していくために必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術（先進医療含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請技能が、厚生労働大臣の定める先進医療に該当するか 申請技能が、選択された分野（基本19領域）、または関連サブスペシャルティ領域において、これから保険収載を目指す技能として明示されているか <p>② 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技能</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請技能が、基本19領域の専門医取得以降に修得するものであるか
	技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠	修得予定の技能と、技能研修計画の申請書で選択された「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠」が整合しているか	<p>① 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日・日中以外の時間帯においても、実施されることが多い技能か 技能と関連した重篤な合併症への緊急対応の必要性が見込まれるか <p>② 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊性の高い領域の技能等、特定医師の継続対応の必要性が見込まれるか 技能と関連した重篤な合併症の発生に備えて、同一医師による継続対応の必要性が見込まれるか <p>③ その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能及びその前後の業務を含めて時間外・休日労働が生じうるか
当該技能に関する目標症例数	主体的に診療に携わる症例数は妥当か（「その他、技能修得のために必要な業務」も参照）	<ul style="list-style-type: none"> 目標症例数の妥当性は以下の観点を総合的に勘案して審査する <ul style="list-style-type: none"> ✓ 技能名と最も関連の強い個別技能（以下「主たる技能」という。）の研修予定症例数が極端に少なくないか ✓ 主たる技能の研修予定症例数は、当該技能の医療機関の年間見込み症例数に対して割合が極端に低くないか ✓ 主たる技能の症例数 1 件あたりに必要とされる業務時間が特に長い（重篤な症例が主な対象となる技能等） ✓ 主たる技能以外の研修予定症例数が極端に多くないか ✓ 基本19領域の専門医取得以降に取得する各種専門医の研修カリキュラムで必要とされる症例数と比較して大きな乖離がないか 	
当該技能に関する所属医療機関での年間見込み症例数	所属医療機関での年間見込み症例数に照らし、主体的に診療に携わる症例数を経験することが見込めるか	<ul style="list-style-type: none"> 所属医療機関での年間見込み症例数に照らし、上記「当該技能に関する目標症例数」を実現できるか審査する 	
その他、技能修得のために必要な業務	技能修得に資する業務として妥当か	<ul style="list-style-type: none"> 修得予定の技能と記載されている業務が妥当か審査する 	

技能研修計画の審査に当たっては、これらの観点を踏まえた総合的な判定を行うこと。

C-2 水準における医療機関の教育研修環境に関する審査判定について

審査項目	審査の視点	審査基準（例）
C-2 水準対象医療機関の指定要件	対象分野における医師の育成が可能であるか（対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由が妥当である）	<ul style="list-style-type: none"> • 分野毎に、基本領域の専門医取得以降の医師を指導できる医師・設備・症例数等が十分であるか • 分野毎に、基本領域の専門医取得以降の医師が修練するための学会施設認定を取得しているか
同時申請するC-2 水準の技能名	医療機関として申請が行われる分野と同時申請される技能が整合しているか	<ul style="list-style-type: none"> • 申請分野（基本 1 9 領域）と同時申請される技能が明らかに不整合ではないか

医療機関の教育研修環境に関する審査に当たっては、これらの観点を踏まえた総合的な判定を行うこと。

お問い合わせは「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」
よりお願いいたします。



<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

